



・ディスプレイ画面に直接または間接的に太陽光線が入社する場合は、必要に応じて窓にブラインドまたはカーテン等を設け、適切な明るさとなるようにすること。
とされ、このガイドライン上からも必要以上の照明の消灯には注意する必要があります。

(3) 労働時間等に関して

厚生労働省は平成23年5月13日付け基発0513第1号「**夏期の節電に向けた労使の取組への対応について**」という通達を发出了しました。この通達では、企業の電力使用の分散化・平準化を図るために、企業は所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施する企業も少なくないと見込み、労働基準法等に定める要件及び手続きに則して、労使の話し合いに基づき実施されなくてはならないことを通達しました。

新聞報道によりますと、多くの企業などで秋の祝日や土曜日を所定労働日として夏期休暇を拡大する動向が認められます。こうした運用を行う場合に1週間の労働時間が40時間を超える週が生じる場合には変形労働時間制を採用することとなります。

例えば、次のように、長期の夏期休暇を設定し、秋に祝日や土曜日を所定労働日とする各月の労働時間を次のようにする場合などです。

月	7月	8月	9月	10月	11月	計
暦日	31	31	30	31	30	153日
休日日数	12	15	10	7	7	51日
労働日数	19	16	20	24	23	102日
労働時間	152	128	160	192	184	816時間

上記の例ですと、10月、11月は週の所定労働時間は40時間を超えている週が生じますが、5か月間を平均して1週当たりの労働時間は37時間20分(816÷153×7)となっております。この制度を1年単位の変形労働時間制と言います(変形期間が1か月を超え1年以内のものを1年単位の変形労働時間制といいます)。1年単位の変形労働時間制を採用する場合は労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者と書面による協定を締結し、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」を労働基準監督署長に届出する必要があります。

<過重労働対策との関係—注意すべき事項>

上記の事項は主に、人事労務担当の範疇にならうかと思いますが、ここで注意しなくてはならないのは過重労働対策との関係です。例えば、過重労働の面接指導の対象となる労働者は、労働安全衛生規則第52条の2で「・・休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月あたり100時間を超え・・」場合等が該当します。

ここで「休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間」とは平成18年2月24日付け基発第0224003号で次の算式により求めることとしております。

$$\frac{1 \text{ か月の総労働時間 (労働時間数+延長時間数+休日労働時間数)} - \text{計算期間 (1 か月間) の総暦日数} \times 40}{}$$

上記の式で計算期間(1か月間)の総暦日数÷7×40とありますが、この式は、例えば31日の月は31÷7で、約4.43週であることを示します。そして、約4.43週に週の法定労働時間である40時間に乗じると約177.14時間となり、この時間が1か月における1週間当たり40時間となる時間です。

すると、10月は31日ですので、1か月の総労働時間がたとえば、278時間となった場合には、時間外・休日労働時間数は278時間-192時間=86時間となりますが、上記の式に算入すると1週間当たり40時間を超えて労働させた時間は100時間を超えることとなります(278-177.14=100.86)。

このように1年単位の変形労働時間制を採用していると、企業で集計した時間外労働時間が少なくとも、過重労働の面接指導が必要となる労働をしているケースが生じることがあります。

一般的にも、今年の秋は震災の復興需要とも重なり多忙の企業も多くなることが推定されます。それだけに、過重労働による健康管理は重要となってくると思いますのでご注意ください。

☆夏期の電力需給対策と産業保健について

このたびの東日本大震災により被災された方々、その家族、関係者の皆様には心からお見舞い申し上げます。また、被災された方々の「こことからだ」の健康及び被災地の早期の復興を心から祈念申し上げます。さて、神奈川県内では、直接的被害はさほどではありませんでしたが、東京電力の電気供給力の低下により、3月には計画停電が実施され、大きな影響を受けました。その後の電力需給バランスの改善からいったんは平常化したところですが、夏期に向けて電力需給ギャップに対処するために節電対策を講じる必要に迫られています。そして、そのことが労働者の健康確保にも影響する恐れがありますので、関連する法規・通達などを整理しました。

1 政府の節電に関する考え方

政府内に設けられた電力需給緊急対策本部は平成23年4月8日に、今後の電力不足対策について、計画停電の「実施が原則」から「不実施が原則」の方針を固め、平成23年5月13日には「夏期の電力需給対策について」で、目標とする需要抑制率を▲15%に設定し、企業などの需要家に対して、照明・空調機器等の節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的取組を含む節電行動計画の策定・実施を求めました。

2 厚生労働省から発出された通達について

(1) 事務所の室内温度について—原則28度—

厚生労働省は平成23年5月20日付け基発0520第6号「**夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度等の取扱いについて**」を发出了しました。

上記通達では「**室温を28度とすることについて改めて強く推奨し・・**」という表現になっております。これは

事務所衛生基準規則第5条第3項
事業者は、空調設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下となるように努めなければならない。

という努力規定ではありますが、規制が存在すること。また、夏の電力需給ギャップの解消のためにはできるだけ、空調機器の節電が求められることから、この通達では28度超でもなく、未満でもなく28度に設定することを求めていると考えられます。

しかしながら、この規制は努力規定であることから柔軟な対応も認められ、電力抑制の自主的な取組として室温を29度に引き上げることも可能としております。その場合には事業場に対して、平成21年6月19日付け基発第0619001号「**職場における熱中症の予防について**」に基づく熱中症予防対策を講じることを前提としております。この通達の概要は裏面に掲載しております。

(2) 事務所の照度について—300ルクス以上に—

照度につきましては、
事務所衛生基準規則第10条
事業者は、室の作業面の照度を、次の区分の上欄(左側)に掲げる作業の区分に応じて、下欄(右側)に掲げる基準に適合させなければならない、ただし、(以下省略)
精密な作業 300ルクス以上
普通の作業 150ルクス以上
粗な作業 70ルクス以上

という規制が存在します。なお、この規定は事務所衛生基準規則第5条のような努力規定ではなく義務規定ですので、法的にもこれ以上の照度を確保しなくてはならないこととなります。

しかし、上記の「夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度等の取扱いについて」では労働者の心身の負担を軽減するため、照度を暗くする場合であっても、「**作業の区分にかかわらず300ルクス以上とすることが望ましい**」こととされ、必要以上の照明の消灯に注意する必要がある通達となっております。

さらに、VDT作業を行う労働者に対しては平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」について留意することが前記の通達に記載されております。

<VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおける照度に関する主な措置>

・ディスプレイを用いる場合のディスプレイ画面上における照度は500ルクス以下、書類上及びキーボード上における照度は300ルクス以上とすること。

独立行政法人 労働者健康福祉機構
神奈川県産業保健推進センター
〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
電話: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161
URL: <http://www.sanpo-kanagawa.jp>
E-mail: sanpo14@kba.biglobe.ne.jp

ご利用いただける日時

● 休日を除く毎日/午前9時～午後5時30分

休日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。

☆職場における熱中症の予防について

気象庁の発表によれば今年の夏の平均気温は、平年並みか高いとの予報となっております。また、東京電力管内の電力需要の抑制のために節電対策を講じる必要が生じますので、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」の再確認をお願いします。なお、この通達は屋内、屋外作業に共通して発出されている通達ですので、一部、室温を29℃に設定する場合にはなじまない項目もあります。

主な概要は次のとおりです。

1 WBG 値（暑さ指数）の活用

暑さ指数である WBG 値（湿球黒球温度℃）を求め、労働者の熱への順化の有無及び作業内容ごとに定められた基準値を超える場合には、身体作業強度の低い作業への変更などの対策に努めるとともに、基準値を超える場合には次の2以下の対策の徹底を図ること。

なお、紙面の都合で掲載は省略しますが、作業内容ごとに定められた基準値は次のサイトから入手できるリーフレットに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>

WBG 値とは暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で

<屋内の作業及び屋外で太陽照射のない場合>

WBG 値=0.7×自然湿球温度+0.3×黒球温度

<屋外で太陽照射のある場合>

WBG 値=0.7×自然湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度

で算出されます。なお、WBG 値を測定しなくとも WBG 値と気温、相対湿度との関係を示した表があります。

この表も上記のサイトから入手できますリーフレットに掲載されています。

たとえば、「乾球温度 28℃、相対湿度 55%」のとき「WBG 値 25℃」、「乾球温度 29℃、相対湿度 50%」で「WBG 値 25℃」となり「要警戒」ラインに入ります。また、「乾球温度 29℃、相対湿度 70%」では「WBG 値 28℃」となり、「要厳重警戒」のラインに入ります。

したがって、室温設定を29℃にした場合のみならず、28℃にしてもなお、湿度（事務所衛生基準規則の湿度をみたした場合であっても）によっては、熱中症に警戒しなくてはならない職場環境であることを認識する必要があると考えるべきです。

2 作業環境管理

作業場所の冷房などによる WBG 値の低減、休憩場所の整備を図ること。

3 作業管理

- (1) 休憩時間を確保すること、身体作業強度が高い作業を避けるなどの対策に努めること。
- (2) 熱への順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、計画的に熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けることが望ましいこと。
- (3) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の作業前後及び作業中の定期的な摂取の徹底を図ること。このため、摂取を確認する表の作成、巡視を行うこと。
- (4) 透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。

4 健康管理

- (1) 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等は熱中症の発症に影響を与えるおそれのあることから、健康診断の実施、異常所見に対する医師等の意見の聴取、当該意見を勘案した就業場所の変更等の適切な措置の徹底を図ること。
- (2) 上記疾患治療中等の労働者については、産業医・主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じること。
- (3) 労働者に対して、上記疾患治療中等の場合は熱中症予防のための対応が必要であることを教示するとともに、対応が必要と判断した場合などには申し出るよう指導すること。
- (4) 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、日常の健康管理の指導、必要に応じて健康相談を行うこと。
- (5) 作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認などを行うこと。

5 労働衛生教育

作業管理者、労働者に対し教育を行うこと。

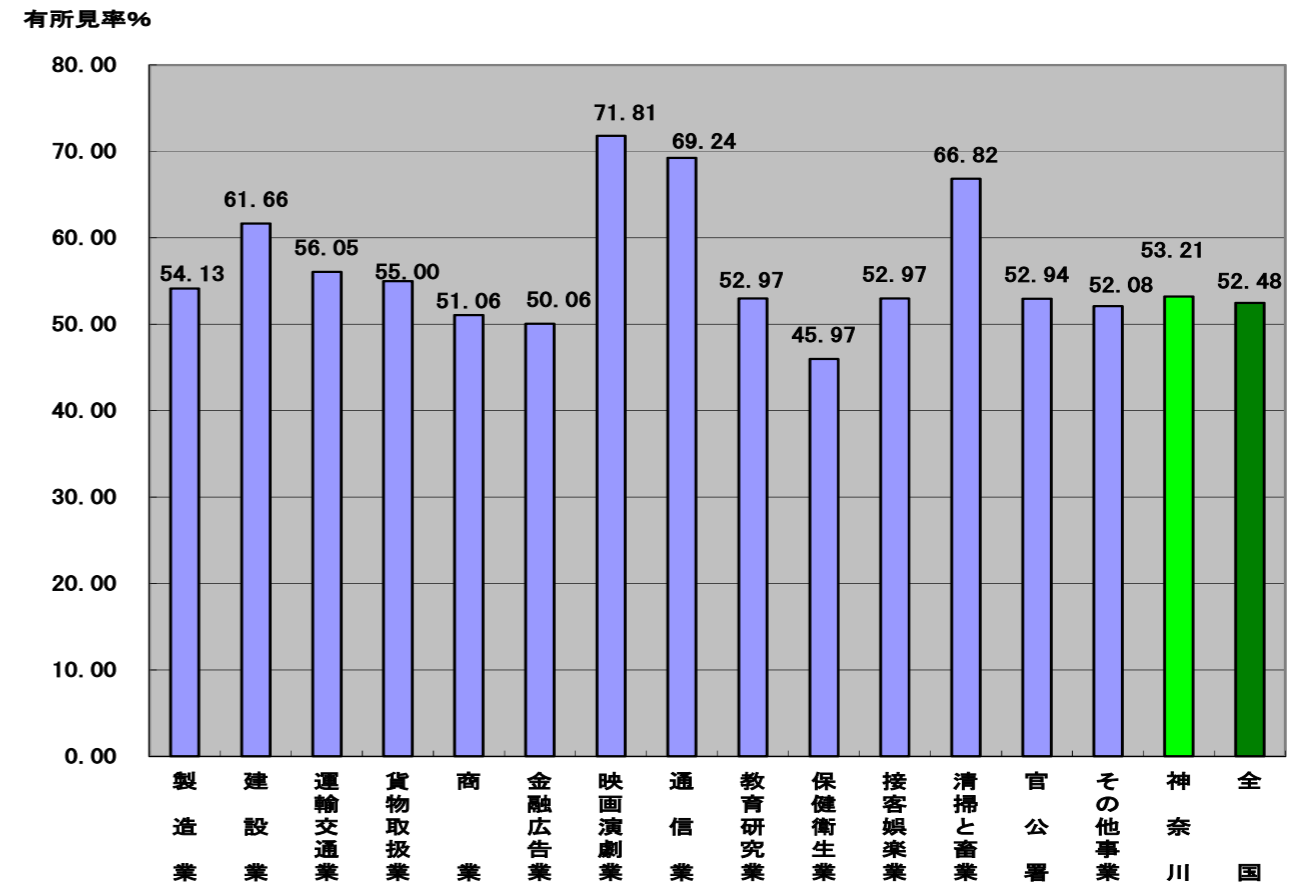
6 救急措置

緊急連絡網の作成および周知、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行うこと。

☆平成22年一般定期健康診断有所見率について

平成22年の神奈川県的一般定期健康診断の有所見率は53.21%で全国平均の有所見率を0.73ポイント上回っております。業種別にみますと映画演劇業、通信業、清掃・と畜業、建設業の順で有所見率が高く、これらの業種は全国平均の有所見率を9ポイント以上、上回っております。

平成22年神奈川県業種別一般健康診断有所見率



☆産業保健セミナーをスタートしました

本年度からどなたでも参加できる産業保健セミナーをスタートしました。

毎月2回程度、当センターの相談員等が講師となり、講習を実施しております。場所はすべて当センター研修室で行います。当面の予定は次のとおりとなっております。

- 1 日時 平成23年7月11日(月) 15:30~17:00
テーマ 生活習慣病としての肝疾患～脂肪肝はメタボにつながる～
講師 相談員 渡辺 哲
- 2 日時 平成23年7月20日(水) 15:30~17:00
テーマ 簡易ストレス調査票の使い方
講師 相談員 森田 哲也
- 3 日時 平成23年7月27日(水) 15:30~17:00
テーマ 熱中症について
講師 相談員 丹野 優次
- 4 日時 平成23年8月9日(火) 15:30~17:00
テーマ 産業保健スタッフと考える復職判定について
講師 相談員 村上 稔
- 5 日時 平成23年8月26日(水) 15:30~17:00
テーマ 産業保健従事者のための労働基準法等
講師 副所長 原田 聡

興味のあるテーマがございましたら是非ご参加ください。申し込みは下記の当センターHPからお願いします。

<https://www.sanpo-kanagawa.jp/kensyu/>